

山梨県公報

号外第四十九号

平成二十四年

八月七日

火曜日

目次

条例

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
………

条例のあらまし

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十七号)(人事課)

- 1 知事の給料について、給料月額を十分の一減額している現行の措置に加え、平成二十四年八月分から一年間、十分の二を減額する措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年八月七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第四十七号

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正)

第一条 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例(昭和二十六年山梨県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十四年山梨県条例第四十七号)の施行の日の翌

日から平成二十五年七月三十一日までの期間に係る知事の給料月額は、第二条の規定にかかわらず、百二十五万円から百二十五万円の十分の二に相当する額を減じて得た額とする。

11 次に掲げる手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は、適用しない。

一 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)第三条に規定する期末手当の額

二 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)第三条に規定する退職手当の額

(山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
(平成二十四年八月から平成二十五年七月までの間における特例)

6 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十四年山梨県条例第四十七号)の施行の日の翌日から平成二十五年七月三十一日までの間においては、第一条中「別表の給料の表」とあるのは「別表の給料の表及び附則第十項」と、「百分の十を乗じて得た額」とあるのは「百分の十を乗じて得た額及び同条例附則第十項の規定により減すべき額の合計額」として、同条の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 平成二十四年八月に支給する知事の給料の額は、第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び第二条の規定による改正後の山梨県知事等の給料の特例に関する条例(以下この項において「特例条例」という。)の規定にかかわらず、これらの条例の規定により算出した額から、特例条例の規定の適用がないものとして計算した同日一日からこの条例の施行の日までの期間に係る給料の額の十分の二に相当する額を減じて得た額とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番